

日本における税制の所得再分配効果（第3版）

——『平成29年所得再分配調査報告書』の検討——

梅 原 英 治*

（目次）

はじめに

1. 『平成29年所得再分配調査報告書』の検討

（1）報告書の概要

（2）報告書に関する新聞報道

（3）消費税の「社会保障財源化」の下での社会保障による所得再分配効果の低下

（4）社会保障による所得再分配効果低下の要因

2. 税制の所得再分配効果の試算——『平成29年所得再分配調査報告書』を受けて——

（1）本稿の課題

（2）使用データ

（3）試算の方法

（4）試算の結果——2017年調査では税制の所得再分配効果が上昇——

おわりに——富裕者課税と所得階級別統計整備の必要性——

（1）富裕者課税をめぐる欧米諸国と日本の違い

（2）所得階級別統計の整備こそ「統計改革」の最重要課題

はじめに

2019年9月6日、厚生労働省から『平成29年所得再分配調査報告書』（以下「2017年報告書」と略）が公表された¹⁾。

私はすでに本誌で2度にわたり、同報告書を使って日本税制の所得再分配効果について試算を行ってきた²⁾。本稿はその続稿で、2017年報告書を用いて試算したものである。

以下、第1節で2017年報告書についての厚生労働省の公表の仕方や大手新聞による報道のあり方に触れ、2017年調査結果の特徴について記した上で、第2節で2017年調査結果を受けた税制の所得再分配効果を試算し、「おわりに」で富裕者課税をめぐる欧米諸国と日

* 本学経済学部特任教授

1) 厚生労働省政策統括官（統計情報政策、政策評価担当）『平成29年所得再分配調査報告書』2019年9月6日<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/h29hou.pdf>>

2) 拙稿「日本における税制の所得再分配効果——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——」（『大阪経大論集』第66巻第2号、2015年7月）、同「逆所得再分配装置に転じた日本税制——日本における税制の所得再分配効果（増補改訂版）——」（同、第68巻第1号、2017年5月）。

本の違いについて述べ、所得階級別統計の整備の必要性を訴えることにしたい。

なお、2017年報告書では、税制（税）や社会保障、その合計による所得再分配効果を「所得格差是正効果」や「ジニ係数の改善度」または「改善度」と書いている。本稿ではそれらを同義で用いている。

1. 『平成29年所得再分配調査報告書』について

（1）報告書の概要

『平成29年所得再分配調査報告書』の調査結果について、厚生労働省は報道発表資料³⁾で、「社会保障や税による再分配後の所得⁴⁾のジニ係数⁵⁾は、前回と比べほぼ横ばいで推移」とまとめている。

その内容を見ると、「世帯単位でみたジニ係数」（表1）では、①年金等の社会保障や税による再分配後の所得のジニ係数は0.3721で前回（2014年）より0.0038ポイントの低下、②再分配前の当初所得⁶⁾のジニ係数は0.5594で前回より0.0110ポイントの低下、③再分配による改善度は33.5%で前回より0.6ポイントの低下、となっている。

また、「世帯員単位（等価所得⁷⁾）でみたジニ係数」（表2）では、①年金等の社会保障

表1 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2017年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度（％）		
	当初所得	①＋ 社会保障給付金 －社会保険料	可処分所得 (②－税金)	再分配所得 (③＋現物給付)	再分配による改善度	社会保障による改善度	税による改善度
	①	②	③	④	※1	※2	※3
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5
2014	0.5704	0.4057	0.3873	0.3759	34.1	31.0	4.5
2017	0.5594	0.4017	0.3822	0.3721	33.5	30.1	4.8

（出所）厚生労働省政策統括官（統計情報政策、政策評価担当）『平成29年所得再分配調査報告書』2019年9月、6ページ、表2。

（原注）※1 再分配による改善度＝ $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度＝ $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度＝ $1 - ③ / ②$

（注）「再分配所得」に含まれる「現物給付」については、1999年は医療のみ、2002年以降は医療、介護、保育の合計。

3) 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「『平成29年所得再分配調査』の結果を公表します」2019年9月6日<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/h29press.pdf>>

4) 再分配所得とは、「当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（公的年金などの現金給付、医療・介護・保育の現物給付を含む。）を加えたもの」である（同上）。

5) ジニ係数とは、「所得の均等度を表す指標」で、「0から1までの値をとり、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す」（同上）。

6) 当初所得とは、「雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金などの合計額）の合計額」で、「公的年金などの社会保障給付は含まない」（同上）。

7) 等価所得とは、「世帯の所得を世帯人員の平方根で割ったもの」である（同上）。

表2 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数、等価所得）（2017年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度（％）		
	等 価 当初所得	①+ 社会保障給付金 －社会保険料	等 価 可処分所得 (②－税金)	等 価 再分配所得 (③+現物給付)	再分配によ る改善度	社会保障によ る改善度	税による 改善度
	①	②	③	④	※1	※2	※3
2005	0.4354	0.3355	0.3218	0.3225	25.9	22.8	4.1
2008	0.4539	0.3429	0.3268	0.3192	29.7	26.2	4.7
2011	0.4703	0.3418	0.3219	0.3162	32.8	28.6	5.8
2014	0.4822	0.3354	0.3159	0.3083	36.1	32.1	5.8
2017	0.4795	0.3398	0.3194	0.3119	35.0	30.8	6.0

（出所）厚生労働省政策統括官（統計情報政策、政策評価担当）『平成29年所得再分配調査報告書』前掲，16ページ，表9。

（原注）※1 再分配による改善度＝ $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度＝ $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度＝ $1 - ③ / ②$

や税による再分配後の所得のジニ係数は0.3119で前回より0.0036ポイントの上昇，②再分配前の等価当初所得のジニ係数は0.4795で前回より0.0027ポイントの低下，③再分配による改善度は35.0％で前回より1.1ポイントの低下，となっている。

いずれをみても，税と社会保障による所得再分配効果は前回より低下しており，報道発表資料の「前回と比べほぼ横ばい」ではない（「ほぼ」の範囲によるが）。税と社会保障を合わせた所得再分配効果は，前者の「世帯単位でみたジニ係数」では34.1％から33.5％へ0.6ポイント（率にして1.8％）の低下であり，後者の「世帯員単位（等価所得）でみたジニ係数」では36.1％から35.0％へ1.1ポイント（率にして3.0％）の低下である。

（2）報告書に関する新聞報道

この2017年報告書に関して，新聞がどのように報じたかを日本経済新聞と朝日新聞の2紙について見てみよう。

日本経済新聞は2019年9月7日付朝刊で，「所得格差33.5％改善，17年，厚労省，社会保障通じ再分配」という見出しで，以下のように報じた。

「厚生労働省は6日，税や社会保障を通じた所得の再分配により世帯所得の格差を示す「ジニ係数」が2017年に33.5％改善したと発表した。改善度は前回調査の14年の34.1％より低下したものの，3回連続で30％を超えた。／ジニ係数は0～1の間の数値で表され，1に近いほど格差が大きい。全世帯の所得が同一なら0になる。厚労省は所得再分配調査はおおむね3年ごとに実施している。／17年は再分配前の「当初所得」のジニ係数は0.5594だった。経済状況が好転して中間所得層の比率が高まった影響で，14年より0.011ポイント低下した。再分配後のジニ係数は0.3721まで改善し，14年から0.0038ポイント低下した。」⁸⁾（記事中のスラッシュ「／」は改行の印，以下同じ）。

この報道では，見出しの「所得格差33.5％改善」が目立ち，所得再分配効果が低下した

8)『日本経済新聞』2019年9月7日付朝刊，5ページ。

ことは読者には伝わらない。

朝日新聞も同日付朝刊で2017年報告書を報じた。そこでは「所得格差解消見られず」という見出しで、次のように書かれた。

「厚生労働省は6日、世帯間の所得格差を表す指標とされる「ジニ係数」が、2017年調査で0.5594だったと発表した。0～1の間で1に近いほど格差が大きいことを意味する。格差が過去最大だった前回の14年調査から0.011ポイント下がったが、大きな格差解消は見られなかった。／厚労省は3年ごとに「所得再分配調査」を実施。17年調査では4415世帯から有効回答を得た。ジニ係数の微減の理由について、厚労省の担当者は「経済が好転し、低・中所得者の所得が上がったことなどが影響した」と分析している。」⁹⁾。

本文の「大きな格差解消は見られなかった」が見出しでは「所得格差解消見られず」と行き過ぎた表現になっている。「ジニ係数の微減」を取り上げ、その理由を質しているのはよいが、厚労省担当者の説明で済ませているのは残念なところだ。

（3）消費税の「社会保障財源化」の下での社会保障による所得再分配効果の低下

日本経済新聞も朝日新聞も、2017年報告書に関しては報告書そのものを読まず、それをまとめたと称する「報道発表資料」や厚労省担当者のブリーフィングをもとに記事を書いているように思われる。

報告書を読めば、もっと興味深い報道ができたはずだ。というのは、2017年調査結果で重要なのは、社会保障による所得再分配効果が低下したところにあるからだ。

社会保障と税による所得再分配効果の内訳を見てみよう。まず、「世帯単位でみたジニ係数」では、社会保障による改善度は31.0%から30.1%へ0.9ポイント（率にして2.9%）の低下、税による改善度は4.5%から4.8%へ0.3ポイント（率にして5.9%）の上昇となっている（前掲表1）。

また、「世帯員単位（等価所得）でみたジニ係数」では、社会保障による改善度は32.1%から30.8%へ1.3ポイント（率にして4.0%）の低下、税による改善度は5.8%から6.0%へ0.2ポイント（率にして3.4%）の上昇となっている（前掲表2）。

このように、所得再分配効果を社会保障と税に分けて見れば、世帯単位・世帯員単位のいずれにおいても、社会保障による改善度は低下し、税による改善度は上昇していることが分かる。

とくに社会保障による所得再分配効果が低下したところに2017年調査結果の特徴がある。後述のように（また前稿で繰り返し指摘したように）、所得再分配効果の計算方法が2005年報告書から変更された。表3は変更前のもの、表4は変更後のものだが、社会保障による改善度は税による改善度のように変更前後で数値やトレンドが大きく変化することはしていない（表5、図1、図2）。そこで両者を連続してみれば、社会保障による改善度は1978年報告書の1.2%をボトムとして2014年報告書の31.0%まで一貫して上昇してきた。

9)『朝日新聞』2019年9月7日付朝刊、4ページ（東京本社版）。

表3 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（1981～2002年報告書）

調査年	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得＋現物給付＋社会 保障給付金－社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (%) (A－B)／A	ジニ係数 (C)	改善度 (%) (A－C)／A	ジニ係数 (D)	改善度 (%) (A－D)／A
1962	0.3904	0.3442	11.8	—	—	—	—
1967	0.3749	0.3276	12.6	0.3611	3.7	0.3423	8.7
1972	0.3538	0.3136	11.4	0.3384	4.4	0.3338	5.7
1975	0.3747	0.3455	7.8	0.3638	2.9	0.3577	4.5
1978	0.3652	0.3381	7.4	0.3517	3.7	0.3608	1.2
1981	0.3491	0.3143	10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0
1984	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8
1987	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0
1990	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1993	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1996	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
1999	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

（出所）以下の資料より作成。いずれも「政府統計の総合窓口」（e-stat）掲載。

1. 1962～81年は、厚生省大臣官房政策課調査室『昭和56年所得再分配調査結果概要』。
2. 1983～96年は、同『昭和59年（～平成8年）所得再分配調査結果』。
3. 1999年は、厚生労働省政策統括官付政策評価室『平成11年所得再分配調査結果』。
4. 2002年は、同『平成14年所得再分配調査報告書』。

表4 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2005年，2017年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度 (%)		
	当初所得	①＋ 社会保障給付金 －社会保険料	可処分所得	再分配所得	再分配によ る改善度	社会保障に よる改善度	税による 改善度
	①	②	(②－税金) ③	(③＋現物給付) ④	※1	※2	※3
1993	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
1996	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
1999	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
2002	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5
2014	0.5704	0.4057	0.3873	0.3759	34.1	31.0	4.5
2017	0.5594	0.4017	0.3822	0.3721	33.5	30.1	4.8

（出所）以下の資料より作成。

1. 1993～2005年は、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成17年所得再分配調査報告書』2007年，6ページ，表2。
2. 2008～14年は、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』2016年，6ページ，表2。
3. 2017年は、厚生労働省政策統括官（統計情報政策，政策評価担当）『平成29年所得再分配調査報告書』前掲，6ページ，表2。

（原注）※1 再分配による改善度＝ $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度＝ $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度＝ $1 - ③ / ②$

（注）1999年以前の現物給付は医療のみであり，2002年以降については医療，介護，保育である。

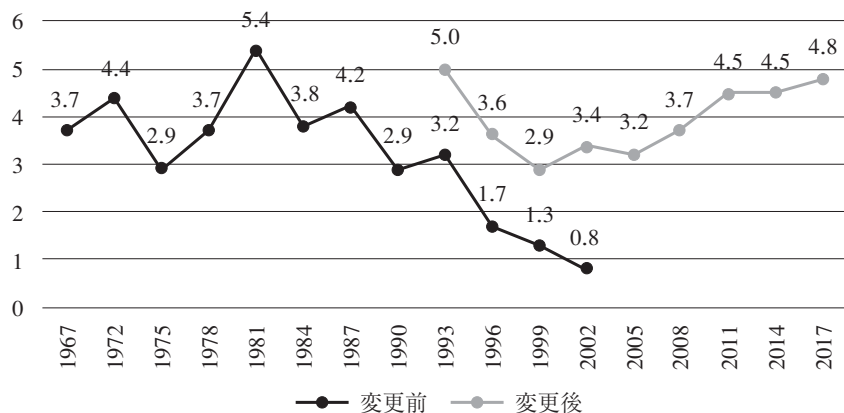
表5 税と社会保障による改善度（計算方法の変更前と変更後）

(単位：%)

調査年	税による改善度			社会保障による改善度		
	計算方法			計算方法		
	変更前 ①	変更後 ②	変化幅 ②－①	変更前 ③	変更後 ④	変化幅 ④－③
1967	3.7	—	—	8.7	—	—
1972	4.4	—	—	5.7	—	—
1975	2.9	—	—	4.5	—	—
1978	3.7	—	—	1.2	—	—
1981	5.4	—	—	5.0	—	—
1984	3.8	—	—	9.8	—	—
1987	4.2	—	—	12.0	—	—
1990	2.9	—	—	12.5	—	—
1993	3.2	5.0	1.8	13.2	12.7	▲ 0.5
1996	1.7	3.6	1.9	15.7	15.2	▲ 0.5
1999	1.3	2.9	1.6	17.1	16.8	▲ 0.3
2002	0.8	3.4	2.6	21.4	20.8	▲ 0.6
2005	—	3.2	—	—	24.0	—
2008	—	3.7	—	—	26.6	—
2011	—	4.5	—	—	28.3	—
2014	—	4.5	—	—	31.0	—
2017	—	4.8	—	—	30.1	—

(出所) 表3, 4より作成。

図1 税による改善度（計算方法変更前・後，%）

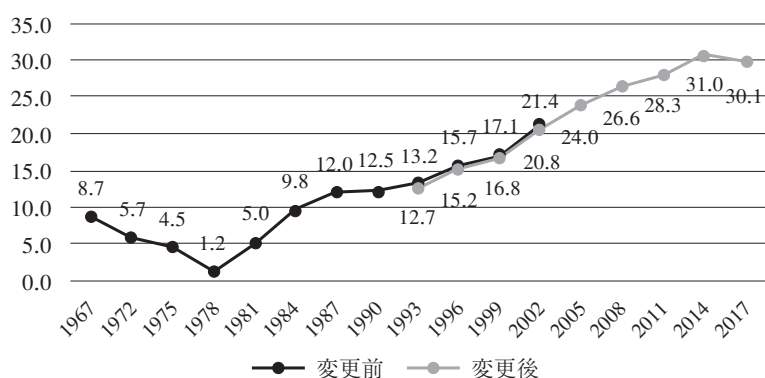


(出所) 表5より作成。

それが2017年調査で初めて反転したのである。

その意味は重大である。というのは、安倍内閣は「社会保障・税一体改革」に基づいて2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げる際、消費税の「社会保障財源化」を掲げ、「社会保障の充実」や「社会保障の安定」を謳ってきたからだ。その消費税の「社会保障財源化」の下で、社会保障の所得再分配効果は逆に低下したのである。

図2 社会保障による改善度（計算方法変更前・後，％）



(出所) 表5より作成。

表6 世帯数の所得階級別分布の比較（2014年報告書と2017年報告書）

(単位：世帯，％)

当初所得階級	2014年		2017年		②－①
	世帯数	構成比①	世帯数	構成比②	
総数	4,826	100.0	4,415	100.0	0.0
50万円未満	1,351	28.0	1,142	25.9	▲ 2.1
50～100	296	6.1	265	6.0	▲ 0.1
100～150	265	5.5	228	5.2	▲ 0.3
150～200	227	4.7	198	4.5	▲ 0.2
200～250	238	4.9	215	4.9	▲ 0.1
250～300	209	4.3	182	4.1	▲ 0.2
300～350	197	4.1	182	4.1	0.0
350～400	169	3.5	158	3.6	0.1
400～450	183	3.8	158	3.6	▲ 0.2
450～500	149	3.1	160	3.6	0.5
500～550	164	3.4	150	3.4	▲ 0.0
550～600	133	2.8	132	3.0	0.2
600～650	136	2.8	131	3.0	0.1
650～700	125	2.6	135	3.1	0.5
700～750	141	2.9	94	2.1	▲ 0.8
750～800	124	2.6	106	2.4	▲ 0.2
800～850	99	2.1	97	2.2	0.1
850～900	89	1.8	84	1.9	0.1
900～950	61	1.3	70	1.6	0.3
950～1,000	60	1.2	58	1.3	0.1
1,000万円以上	410	8.5	470	10.6	2.1

(出所) 厚生労働省『所得再分配調査報告書』2014年報告書，2017年報告書，より作成。

（４）社会保障による所得再分配効果低下の要因

社会保障による改善度が低下した要因は大きく3つある。第1は，所得の高い階級の割合が増えたことである。すなわち，母集団となる当初所得階級別の世帯数を2014年報告書と2017年報告書で比較すれば，世帯数が4826世帯から4415世帯へ411世帯，8.5％も減少す

る中で、2017年報告書では所得の低い階級が減って、所得の高い階級が増えている（表6）。例えば、300万円以下では6つ階級すべてが前回より減っており、800万円以上では5つの階級すべてで前回より増えて、とくに1000万円以上が2.1ポイントと最も多く増加した。

一般に、社会保障給付（とくに現金給付）は所得の低い層ほど多く、所得が増えるにつれて減少していく。他方、社会保険料は所得の高い層ほど高く、所得が低くなるにつれて少なくなる。そのため、所得の低い階級の世帯が減り、所得の高い階級の世帯が増えれば、当然のことながら社会保障による改善度は低下する。しかし、それだけではなさそうだ。

第2は、社会保障給付（とくに現金給付）の減少である。2014年調査と比べて2017年調査では、現金給付は21階級のうち16階級で減少し、全体でも8.4万円減少している（表7）。現物給付については、全体では2.9万円増加しているが、11階級で減少している。

1世帯当たり金額に世帯数を掛けた総額（2017年は2014年と合計世帯数を同じにするため、各階級の世帯数に1.0931倍 $[=2014年の世帯総数4826 \div 2017年の世帯総数4415]$ ）を乗じている、以下同様）で見れば（表8）、現金給付は21階級のうち18階級で減少し、総数でも減少している。現物給付では10階級で減少しているが、総数では増えている。

このように、社会保障給付（とくに現金給付）は全体的に減少しており、たんに世帯数の所得階級別分布の変化が表れているだけではない。

第3は、社会保険料の増加である。1世帯当たり金額で見れば、2014年調査と比べて2017年調査では、社会保険料は21階級のうち19階級で増加し、全体でも増加している（前掲表7）。総額で見れば、増加は14階級になるが、全体では増加している（前掲表8）。社会保険料の総額では世帯数の変化がほぼ同様に表れている。

その結果、社会保障給付から社会保険料を差し引いた金額（純給付額）では、1世帯当たり金額では21階級のうち15階級で、総額では16階級で減少している（前掲表7、表8）。

2017年調査における社会保障による所得再分配効果の低下は、①当初所得階級別分布の変化、②社会保障給付（とくに現金給付）の減少、③社会保険料の増加という3つの要因によって生じたもので、とくに②の現金給付の減少が大きい。

2. 税制の所得再分配効果の試算

——『平成29年所得再分配調査報告書』を受けて——

（1）本稿の課題

さて、本稿の課題は、2017年報告書を受けて、税制による所得再分配効果を試算することである。

表1の通り、2017年報告書でも税制の所得再分配効果（税による改善度）は出されている。それにもかかわらず、なぜこのような課題を設定するかといえ、厚生労働省『所得再分配調査報告書』では2005年報告書から税による改善度の計算方法が変更されたからである（詳しくは注2の拙稿を参照されたい）。そのため、それまでの調査結果との連続性が失われただけでなく、税による改善度の内容まで変質させられてしまったのである。

すなわち、2002年報告書まで、税による改善度は当初所得に対して計算していた。これ

表7 社会保障給付と保険料の所得階級別分布の比較（1世帯当たり，2014年報告書と2017年報告書）

(単位：万円)

当初所得階級	社会保障給付				社会保障料 (C)			社会保障給付－社会保障料 (A + B - C)			(参考) 当初所得		
	現金給付 (A)		現物給付 (B)		2014年 金額⑤	2017年 金額⑥	⑥－⑤	2014年 金額⑦	2017年 金額⑧	⑧－⑦	2014年 金額⑨	2017年 金額⑩	⑩－⑨
	2014年 金額①	2017年 金額②	2014年 金額③	2017年 金額④									
総数	123.6	115.2	▲ 8.4	64.1	67.0	2.9	50.4	58.0	7.6	▲ 13.1	392.6	429.2	36.6
50万円未満	196.5	202.8	6.3	89.2	99.5	10.3	11.8	12.5	0.7	15.9	4.9	5.5	0.6
50～100	154.9	163.0	8.1	63.0	90.1	27.1	16.6	16.7	0.1	35.1	74.8	75.9	1.1
100～150	145.5	126.8	▲ 18.7	77.0	54.8	▲ 22.2	18.7	17.3	▲ 1.4	▲ 39.5	121.5	122.1	0.6
150～200	130.1	134.0	3.9	55.9	46.5	▲ 9.4	23.8	26.7	2.9	▲ 8.4	171.8	172.0	0.2
200～250	125.7	121.8	▲ 3.9	58.9	65.6	6.7	33.0	32.2	▲ 0.8	3.6	221.8	223.5	1.7
250～300	105.9	105.7	▲ 0.2	43.9	79.5	35.6	38.6	39.1	0.5	34.9	271.4	272.7	1.3
300～350	92.9	99.1	6.2	48.5	62.8	14.3	38.7	45.4	6.7	13.8	321.0	320.2	▲ 0.8
350～400	79.7	76.0	▲ 3.7	50.9	46.7	▲ 4.2	48.6	53.7	5.1	▲ 13.0	372.1	372.9	0.8
400～450	85.2	83.7	▲ 1.5	42.7	44.2	1.5	54.8	58.4	3.6	▲ 3.6	420.4	421.4	1.0
450～500	70.0	76.3	6.3	40.3	45.7	5.4	58.0	67.7	9.7	2.0	472.6	471.8	▲ 0.8
500～550	85.5	63.0	▲ 22.5	76.8	42.5	▲ 34.3	63.4	69.6	6.2	▲ 63.0	519.6	522.5	2.9
550～600	75.4	62.8	▲ 12.6	40.2	37.7	▲ 2.5	70.7	76.3	5.6	▲ 20.7	572.3	569.7	▲ 2.6
600～650	77.1	59.7	▲ 17.4	44.7	37.7	▲ 7.0	76.9	82.6	5.7	▲ 30.1	622.0	624.0	2.0
650～700	89.4	70.9	▲ 18.5	63.8	61.2	▲ 2.6	86.1	90.1	4.0	▲ 25.1	673.7	672.5	▲ 1.2
700～750	66.3	60.3	▲ 6.0	63.2	65.6	2.4	94.6	94.6	0.0	▲ 3.6	722.5	722.8	0.3
750～800	60.7	38.4	▲ 22.3	46.2	43.8	▲ 2.4	100.1	100.5	0.4	▲ 18.3	774.3	774.5	0.2
800～850	79.8	57.9	▲ 21.9	55.7	44.2	▲ 11.5	105.2	109.0	3.8	▲ 6.9	823.1	819.6	▲ 3.5
850～900	71.5	32.4	▲ 39.1	61.8	67.0	5.2	107.9	114.6	6.7	▲ 15.2	872.3	873.6	1.3
900～950	86.4	58.6	▲ 27.8	47.1	39.3	▲ 7.8	116.1	127.0	10.9	▲ 46.5	920.3	922.7	2.4
950～1,000	56.7	43.8	▲ 12.9	64.2	55.6	▲ 8.6	114.2	128.7	14.5	▲ 36.0	972.4	971.1	▲ 1.3
1,000万円以上	52.9	37.5	▲ 15.4	42.6	50.7	8.1	148.5	165.3	16.8	▲ 24.1	1,488.4	1,488.7	0.3

(出所) 表6と同じ。

表 8 社会保障給付と保険料の所得階級別分布の比較（総額，2014年報告書と2017年報告書）

(単位：百万円)

当初所得階級	社会保障給付				社会保障料 (C)			社会保障給付－社会保障料 (A + B - C)			(参考) 当初所得				
	現金給付 (A)		現物給付 (B)												
	2014年 金額①	2017年 金額②	②－①	2014年 金額③	2017年 金額④	④－③	2014年 金額⑤	2017年 金額⑥	⑥－⑤	2014年 金額⑦	2017年 金額⑧	⑧－⑦	2014年 金額⑨	2017年 金額⑩	⑩－⑨
総数	5,964.9	5,559.6	▲ 405.4	3,093.5	3,233.4	140.0	2,432.3	2,799.1	366.8	6,626.1	5,993.9	▲ 632.2	18,946.9	20,713.2	1,766.3
50万円未満	2,654.7	2,531.6	▲ 123.1	1,205.1	1,242.1	37.0	159.4	156.0	▲ 3.4	3,700.4	3,617.6	▲ 82.8	66.2	68.7	2.5
50～100	458.5	472.2	13.7	186.5	261.0	74.5	49.1	48.4	▲ 0.8	595.8	684.8	88.9	221.4	219.9	▲ 1.5
100～150	385.6	316.0	▲ 69.6	204.1	136.6	▲ 67.5	49.6	43.1	▲ 6.4	540.1	409.5	▲ 130.6	322.0	304.3	▲ 17.7
150～200	295.3	290.0	▲ 5.3	126.9	100.6	▲ 26.3	54.0	57.8	3.8	368.2	332.9	▲ 35.3	390.0	372.3	▲ 17.7
200～250	299.2	286.2	▲ 12.9	140.2	154.2	14.0	78.5	75.7	▲ 2.9	360.8	364.7	3.9	527.9	525.3	▲ 2.6
250～300	221.3	210.3	▲ 11.0	91.8	158.2	66.4	80.7	77.8	▲ 2.9	232.4	290.7	58.2	567.2	542.5	▲ 24.7
300～350	183.0	197.2	14.1	95.5	124.9	29.4	76.2	90.3	14.1	202.3	231.8	29.4	632.4	637.0	4.6
350～400	134.7	131.3	▲ 3.4	86.0	80.7	▲ 5.4	82.1	92.7	10.6	138.6	119.2	▲ 19.4	628.8	644.0	15.2
400～450	155.9	144.6	▲ 11.4	78.1	76.3	▲ 1.8	100.3	100.9	0.6	133.8	120.0	▲ 13.7	769.3	727.8	▲ 41.5
450～500	104.3	133.4	29.1	60.0	79.9	19.9	86.4	118.4	32.0	77.9	95.0	17.0	704.2	825.2	121.0
500～550	140.2	103.3	▲ 36.9	126.0	69.7	▲ 56.3	104.0	114.1	10.1	162.2	58.9	▲ 103.3	852.1	856.7	4.6
550～600	100.3	90.6	▲ 9.7	53.5	54.4	0.9	94.0	110.1	16.1	59.7	34.9	▲ 24.8	761.2	822.0	60.9
600～650	104.9	85.5	▲ 19.4	60.8	54.0	▲ 6.8	104.6	118.3	13.7	61.1	21.2	▲ 39.9	845.9	893.5	47.6
650～700	111.8	104.6	▲ 7.1	79.8	90.3	10.6	107.6	133.0	25.3	83.9	62.0	▲ 21.9	842.1	992.4	150.3
700～750	93.5	62.0	▲ 31.5	89.1	67.4	▲ 21.7	133.4	97.2	▲ 36.2	49.2	32.2	▲ 17.0	1,018.7	742.7	▲ 276.0
750～800	75.3	44.5	▲ 30.8	57.3	50.8	▲ 6.5	124.1	116.4	▲ 7.7	8.4	▲ 21.2	▲ 29.6	960.1	897.4	▲ 62.7
800～850	79.0	61.4	▲ 17.6	55.1	46.9	▲ 8.3	104.1	115.6	11.4	30.0	▲ 7.3	▲ 37.3	814.9	869.0	54.2
850～900	63.6	29.7	▲ 33.9	55.0	61.5	6.5	96.0	105.2	9.2	22.6	▲ 14.0	▲ 36.6	776.3	802.1	25.8
900～950	52.7	44.8	▲ 7.9	28.7	30.1	1.3	70.8	97.2	26.4	10.6	▲ 22.3	▲ 32.9	561.4	706.0	144.6
950～1,000	34.0	27.8	▲ 6.3	38.5	35.3	▲ 3.3	68.5	81.6	13.1	4.0	▲ 18.6	▲ 22.6	583.4	615.7	32.2
1,000万円以上	216.9	192.7	▲ 24.2	174.7	260.5	85.8	608.9	849.2	240.4	▲ 217.3	▲ 396.1	▲ 178.8	6,102.4	7,648.2	1,545.8

(出所) 表 6 と同じ。

(注) 総額＝1世帯当たり金額×世帯数。ただし，2017年は世帯数を2014年と同数とするため，各階級に1.0931倍を乗じている。

が本来の所得再分配効果である。

式で表せば、Aを当初所得、Bを租税、Cを（社会保障給付費－社会保険料）とすると、税による改善度の計算式は2002年報告書までは（1）式だった。

$$1 - \frac{(A-B) \text{ のジニ係数 }}{A \text{ のジニ係数 }} \times 100 (\%) \quad (1)$$

ところが、2005年報告書以降、税による改善度は再分配所得（当初所得＋社会保障給付金－社会保険料）に対して算出されることとなった。式で表せば、2005年報告書からは（2）式になった。

$$1 - \frac{(A-B+C) \text{ のジニ係数 }}{(A+C) \text{ のジニ係数 }} \times 100 (\%) \quad (2)$$

このように、2005年報告書からの税による改善度は「再分配所得に対する再分配効果」に変わり、本来の意味での所得再分配効果を表さなくなったのである。

そこで、2005年以降についても、2002年までの計算方法で試算することにして、本来の意味での税制の所得再分配効果を提示するとともに、2002年までの調査結果との連続性を確保することにした次第である。注2の拙稿では前回調査（2014年）分まで試算したので、本稿では2017年分を試算する。

（2）使用データ

基礎データとして、『平成29年所得再分配調査報告書』に掲載されている「当初所得階級別所得再分配状況」（24～25ページの「統計表」表2）を用いる。

この表では、世帯数や世帯人員数、当初所得など20項目が当初所得の最下位（50万円未満）から最上位（1000万円以上）まで21階級に分けて整理されている。本稿では、当初所得をベースにした税による改善度を計算するので、世帯数、当初所得（1世帯当たり平均額）、税金（同）の3項目のデータを用いる。

（3）試算の方法

上記のデータを用いて、当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を試算し、前述の（1）式に代入して税による改善度を算出する。

ジニ係数（G）の定義は、（3）式で示される¹⁰⁾。

$$G = 1 - \sum (X_i - X_{i-1})(Y_i + Y_{i-1}) \quad (3)$$

ただし、 X_i : 累積世帯比率、 Y_i : 累積所得比率、 $i=0, 1, \dots, n$

計算の手順は以下の通りである（表9）。

10) 白砂提津耶『例題で学ぶ初歩からの計量経済学（第2版）』日本評論社、2007年、60～61ページ。

表9 税制の所得再分配効果(税による改善度)の試算(2017年分)

当初所得階級	A. 世帯数			B. 当初所得			C. 税金			D. 当初所得－税金			
	①	①の比率	①の累積比率	1世帯平均 ②	総額 ①×②=③	③の比率	③の累積比率	1世帯平均 ④	1世帯平均 ②－④=⑤	総額 ①×⑤=⑥	⑥の比率	⑥の累積比率	$(X_i - X_{i-1}) \times (Y_i + Y_{i-1})$
総数	世帯 4,415	1.0000		万円 429.2	万円 1,894,918	1.0000		万円 53.5	万円 376	万円 1,658,716	1.0000		
50万円未満	1,142	0.2587	0.2587	5.5	6,281	0.0033	0.0033	9.7	▲ 4	▲ 4,796	▲ 0.0029	▲ 0.0029	▲ 0.0007
50～100	265	0.0600	0.3187	75.9	20,114	0.0106	0.0139	12.5	63	16,801	0.0101	0.0072	0.0003
100～150	228	0.0516	0.3703	122.1	27,839	0.0147	0.0286	13.0	109	24,875	0.0150	0.0222	0.0015
150～200	198	0.0448	0.4152	172.0	34,056	0.0180	0.0466	17.7	154	30,551	0.0184	0.0407	0.0028
200～250	215	0.0487	0.4639	223.5	48,053	0.0254	0.0720	22.7	201	43,172	0.0260	0.0667	0.0052
250～300	182	0.0412	0.5051	272.7	49,631	0.0262	0.0981	20.2	253	45,955	0.0277	0.0944	0.0066
300～350	182	0.0412	0.5463	320.2	58,276	0.0308	0.1289	30.5	290	52,725	0.0318	0.1262	0.0091
350～400	158	0.0358	0.5821	372.9	58,918	0.0311	0.1600	32.5	340	53,783	0.0324	0.1586	0.0102
400～450	158	0.0358	0.6179	421.4	66,581	0.0351	0.1951	39.0	382	60,419	0.0364	0.1950	0.0127
450～500	160	0.0362	0.6541	471.8	75,488	0.0398	0.2350	44.1	428	68,432	0.0413	0.2363	0.0156
500～550	150	0.0340	0.6881	522.5	78,375	0.0414	0.2763	45.7	477	71,520	0.0431	0.2794	0.0175
550～600	132	0.0299	0.7180	569.7	75,200	0.0397	0.3160	46.8	523	69,023	0.0416	0.3210	0.0180
600～650	131	0.0297	0.7477	624.0	81,744	0.0431	0.3591	54.4	570	74,618	0.0450	0.3660	0.0204
650～700	135	0.0306	0.7783	672.5	90,788	0.0479	0.4071	65.5	607	81,945	0.0494	0.4154	0.0239
700～750	94	0.0213	0.7995	722.8	67,943	0.0359	0.4429	66.2	657	61,720	0.0372	0.4526	0.0185
750～800	106	0.0240	0.8236	774.5	82,097	0.0433	0.4862	73.7	701	74,285	0.0448	0.4974	0.0228
800～850	97	0.0220	0.8455	819.6	79,501	0.0420	0.5282	83.7	736	71,382	0.0430	0.5404	0.0228
850～900	84	0.0190	0.8646	873.6	73,382	0.0387	0.5669	92.9	781	65,579	0.0395	0.5800	0.0213
900～950	70	0.0159	0.8804	922.7	64,589	0.0341	0.6010	86.7	836	58,520	0.0353	0.6152	0.0189
950～1,000	58	0.0131	0.8935	971.1	56,324	0.0297	0.6307	98.9	872	50,588	0.0305	0.6457	0.0166
1,000万円以上	470	0.1065	1.0000	1,488.7	699,689	0.3692	1.0000	238.7	1,250	587,500	0.3542	0.9999	0.1752

(出所) 厚生労働省政策統括官(統計情報政策、政策評価担当)『平成

29年所得再分配調査報告書』前掲, 24～25ページ, より作成。

Σ
ジニ係数Σ
ジニ係数Σ
ジニ係数
改善度0.4386
0.5614
0.097%

- ① 世帯数の当初所得階級別の比率、累積比率を計算する（表9のA）。
- ② 当初所得（1世帯当たり平均額）に世帯数を乗じて、各階級別の当初所得総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する（表9のB）。
- ③ 当初所得（1世帯当たり平均額）から税金（同）を引いた金額に世帯数を乗じて、各階級別の「当初所得－税金」の総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する（表9のC、D）。
- ④ ①②から当初所得のジニ係数、①③から「当初所得－税金」のジニ係数を計算する。前者は0.5614、後者は0.5608となる。
- ⑤ 当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を（1）式に代入して、税による改善度を求める。改善度は0.097%となる。なお、以下では小数点2位までとしているので「0.10%」としている。

（4）試算の結果——2017年調査では税制の所得再分配効果は上昇——

以上の結果を注2の拙稿で試算した1981～2014年分の結果と結合したものが表10、グラフにしたのが図3である。

参考として、2002年までの報告書の数字も掲げておいた。本稿の計算結果とは差があるものの、わずかである。数字の推移はほぼ同じ方向を描いている。

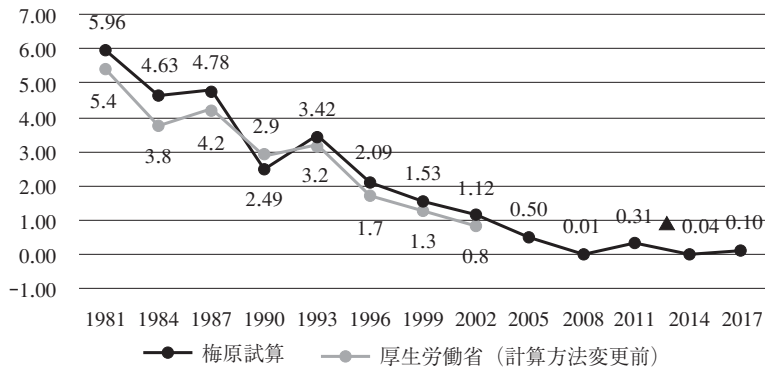
税による改善度は、1981年5.96%からほぼ一貫して低下し、1984年4.63%、1987年4.78%、1990年2.90%、1993年3.42%、1996年2.09%、1999年1.53%、2002年1.12%、2005年0.50%、2008年0.01%、2011年0.31%、2014年にはマイナス0.04%となり、日本の税制はついに“逆所得再分配装置”と化した。2017年には0.10%となって、ふたたび税による

表10 税制の所得再分配効果の推移（税による改善度）

調査年	当初所得 ジニ係数	当初所得－税金 ジニ係数	税による改善度（%）	
			梅原試算	（参考） 厚生労働省
1981	0.3567	0.3355	5.96	5.4
1984	0.4034	0.3847	4.63	3.8
1987	0.4138	0.3941	4.78	4.2
1990	0.4362	0.4254	2.49	2.9
1993	0.4327	0.4179	3.42	3.2
1996	0.4424	0.4332	2.09	1.7
1999	0.4672	0.4601	1.53	1.3
2002	0.4976	0.4920	1.12	0.8
2005	0.5269	0.5243	0.50	—
2008	0.5343	0.5342	0.01	—
2011	0.5573	0.5555	0.31	—
2014	0.5747	0.5749	▲ 0.04	—
2017	0.5594	0.5608	0.10	—

（出所）厚生労働省『所得再分配調査報告書』各年版，より作成。

図3 税による改善度（計算方法変更前，％）



（出所）表10，より作成。

改善度はプラスに転じた。

税による改善度がプラスに転じた要因としては，社会保障の所得再分配効果の低下のところ（第1節4）で述べたように，母集団となる当初所得階級別の世帯数が2014年調査より所得の低い階級が減って，所得の高い階級が増えたため（前掲表6），所得税の累進度が作用して税による改善度が上昇したことが考えられるだろう。

1世帯当たり金額に世帯数を乗じた総額（2017年は2014年と合計世帯数を同じにするため，各階級の世帯数に1.0931倍乗じている）で見れば，税金は比較的所得の低い階級で減少し，所得の高い階級で増加して，全体でも増加している（表11）。とくに800万円以上の5階級ではすべて増えているので，世帯数の変化が反映されているようである。

2017年調査は，税制については2016年分の状況が反映される。税による改善度が上昇した背景となる2014～16年の税制改正として，とくに所得税・住民税については，①給与所得控除に上限が設定されたこと（給与収入が1500万円を超える場合は上限を245万円とし，所得税は2013年分から，住民税は2014年分から適用。さらに2016年分から1200万円を超える場合は上限が230万円になった），②配当・株式譲渡所得に対する課税が2014年分から本則課税（所得税・住民税合計で10%から20%へ）に復帰したこと，③所得税の最高税率が2015年分から引き上げられたこと（4000万円超40%から45%へ），などが挙げられる。

もっとも，世帯数の当初所得階級別分布の変化だけでは必ずしも明確に税による改善度の上昇が説明できないところもある。例えば，税金の1世帯当たり金額を見れば，21階級のうち8階級で前回より減少し，13階級で増加しているが，その変化は世帯数の当初所得階級別分布の変化と対応していない（前掲表11）。また，総額について，税金を当初所得で割った税負担率を計算すると，21階級のうち9階級で低下，12階級で上昇し，全体でも上昇しているが，ここでも世帯数の変化と対応しているわけではないので，留意を要する。

いずれにしても，税による改善度がプラスになったとはいえ，0.10%はあまりにも低い数値である。前稿で述べたように，税制の所得再分配機能の再建が日本税制にとって焦眉の課題である状況に変わりない。

おわりに——富裕者課税と所得階級別統計整備の必要性——

(1) 富裕者課税をめぐる欧米諸国と日本の違い

税制の所得再分配機能を再生するためには、とりわけ所得税を応能負担の原則に基づいて再建し、最低生活費非課税の原則を実現するとともに、最高税率の引き上げ・富裕税の創設など富裕者課税を強め、金融所得課税については総合累進課税に移行し、少なくとも移行までの間、諸外国並みに税率を引き上げることが求められる¹¹⁾。しかし、この富裕者課税について、欧米諸国と日本ではかなり状況が異なる。

欧米諸国を見れば、たとえばアメリカの著名な投資家で大富豪のウォーレン・バフェット (Warren Edward Buffett) 氏が2011年に自身の連邦税負担率 (17.4%) が自分の事務所に勤める20人の社員の平均 (36%) より低いことを明らかにして、「スーパーリッチを甘やかすのをやめよう (Stop Coddling the Super-Rich)」と富裕者課税の必要性を訴え¹²⁾、それにヨーロッパの富豪たちが呼応したことがある¹³⁾。バフェット氏は2019年2月にも、あるインタビューの中で「富裕層は一般大衆に比べ、間違いなく過小に課税されている」と述べている¹⁴⁾。

マーク・ザッカーバーグ (Mark Elliot Zuckerberg) 氏とともに世界最大のソーシャル・ネットワークング・サービス会社フェイスブック (Facebook, Inc.) を創業者したクリス・ヒューズ (Christopher “Chris” Hughes) 氏は「1%の富裕層のお金でみんなが幸せになる」と唱え¹⁵⁾、ノーベル経済学賞の受賞者ポール・クルーグマン (Paul Robin Krugman) 氏は富裕層の税率は70%でもいいと主張している¹⁶⁾。2019年6月には、バフェット氏やクリス・ヒューズ氏のほか、投資家のジョージ・ソロス (George Soros) 氏を含むアメリカのスーパーリッチ18人が、不平等や気候変動を改善するため、富裕税導入を民主党の大統領選候補者に公開書簡を出した¹⁷⁾。

しかし、日本ではそのような富裕層は現れていない¹⁸⁾。それどころか、「リベラル」を

-
- 11) ショウブ勧告の富裕者課税を評価し、その「修正」過程を解明したものに、安藤実『富裕者課税論』(桜井書店、2009年)がある。
- 12) Warren E. Buffett, “Stop Coddling the Super-Rich”, *The New York Times*, August 14, 2011.
- 13) 『日本経済新聞』2011年9月8日付。
- 14) ロイター、2019年2月25日<<https://jp.reuters.com/article/berkshire-buffett-idJPKCN1QE2C0>>。
- 15) Chris Hughes, *Fair Shot: Rethinking Inequality and How We Earn*, Bloomsbury Publishing PLC, 2018. (クリス・ヒューズ『1%の富裕層のお金でみんなが幸せになる方法』プレジデント社、2019年)。
- 16) Rudyard Griffiths, *Should We Tax the Rich More?: Krugman and Papandreou vs. Gingrich and Laffer: The Munk Debate on Economic Inequality (Munk Debates)*, House of Anansi Press, 2013. (ポール・クルーグマンほか『金持ちは税率70%でも良いvsみんな10%課税がいい』町田敦夫訳、東洋経済新報社、2014年)。
- 17) BBC ニュース・ジャパン「米「スーパーリッチ」18人、富裕税導入を大統領選候補者に要望」2019年6月25日<<https://www.bbc.com/japanese/48753822>>。
- 18) 経済同友会が「高所得者への実効税率の適正化」を掲げ、「株式譲渡所得および配当所得課税の税率を5%程度引き上げる」ことなどを提案しているのは大変珍しいことである(経済同友会「未来

名乗る者ですら「負担を富裕者に押しつけるのではなくみんなで分かち合う」¹⁹⁾ことを主張し、富裕者課税を事実上否定ないし後景に追いやっている。なんという違いだろう。

（２）所得階級別統計の整備こそ「統計改革」の最重要課題

こうした状況が生まれるのは、日本では所得階級別の統計が整備されておらず、高所得層の実態が把握できていないところに一因がある。

例えば、現行の日本の金融所得課税は不公平税制の象徴だ。総合累進課税から逸脱する分離課税を続け、課税最低限に届かない者に課税する一方、高額な金融所得を得ている者には累進税率の3分の1（税率を半減した2003～13年分では6分の1）の税率を適用して、勤労所得との間で著しい不公平を生じている²⁰⁾。

それを象徴するのが、申告所得税納税者の所得税負担率の図（図4）である²¹⁾。所得が増えると負担率も高まり、1億円以下では28.5%になる。しかし、それを超えると負担率は下がり、100億円超では17.1%にまで低下して、1億円以下の28.5%から10%以上も低くなっている。これは高所得者ほど所得に占める株式譲渡所得の割合が高く、100億円超では所得の91.3%が株式譲渡所得であるが、株式譲渡所得は低率の分離課税が適用されているからである²²⁾。

申告所得税納税者では、1億円を超える納税者が2009年分1万1017人から2017年分2万3750人へ倍増している（表12）。その6割が「その他所得」、すなわち主に株式と不動産の譲渡所得者である。とくに株式譲渡所得を主とした所得者は2010年分2281人から2017年分7088人へ3倍以上に増えている。その増加は株価（東証株価指数）とほぼ連動する（図5）。

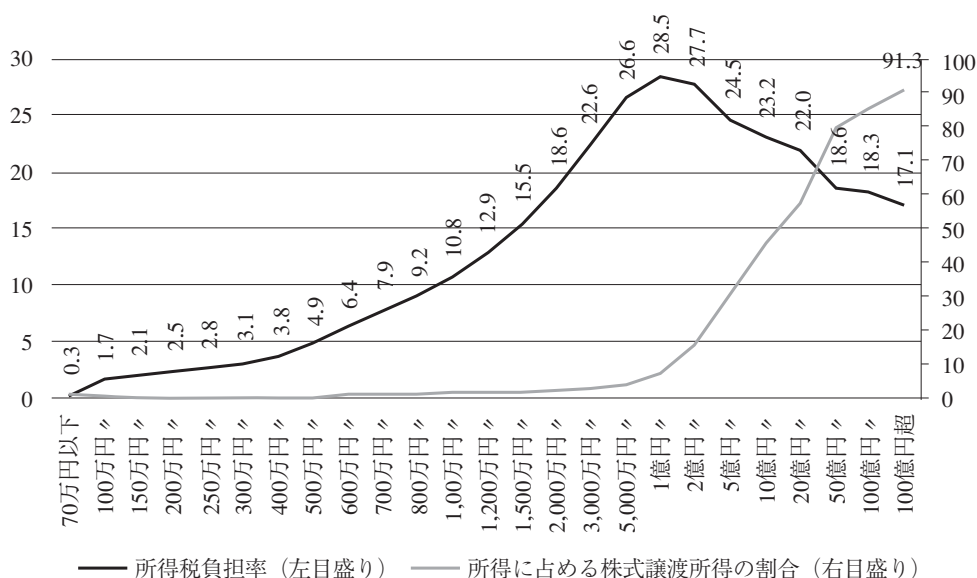
「株価連動内閣」とも呼ばれる安倍内閣は、日本銀行とGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）を動員して株価をつり上げてきた²³⁾。その恩恵は高所得層に集中している。その中で、日銀の資産構造はゆがみ、GPIFの年金給付財源は不安定になり、ツケだけが国民に押しつけられようとしている。

ケネス・シーヴ（Kenneth Scheve）氏とデビッド・スタサヴェージ（David Stasavage）

への希望を拓く税制改革」2018年10月、17ページ）。

- 19) 井手英策「肯定的未来のために対話を始めよう」井手英策編『リベラルは死なない』朝日新書、2019年、はじめに、7ページ。
- 20) 拙稿「所得税の後退と所得再分配機能の低下」（新日本出版社『経済』2019年7月、56ページ以下）を参照されたい。
- 21) 垣内亮氏によれば、この図を最初に作成されたのは、参議院議員の大門実紀史氏で、2008年3月14日の参議院予算委員会で発表されたとのことである（垣内亮『「安倍増税」は日本を壊す』新日本出版社、2019年、139～140ページ）。
- 22) 正確には、株式譲渡所得が主たる所得の申告所得税納税者であるので、株式譲渡所得以外の所得も含むが、ほとんどは株式譲渡所得である。
- 23) 垣内亮氏は、2017年末頃からの日銀のETF購入額が四半期の最後の月に多くなっているのは企業の四半期決算などへの配慮もあるが、巨額の損失を出す可能性が高まったGPIFの決算対策が目的だったと指摘されている（垣内亮『「公的マネー」70兆円で進む「官製市場」化』新日本出版社『経済』2018年12月、60～61ページ、同『「安倍増税」は日本を壊す』前掲、186～187ページ）。

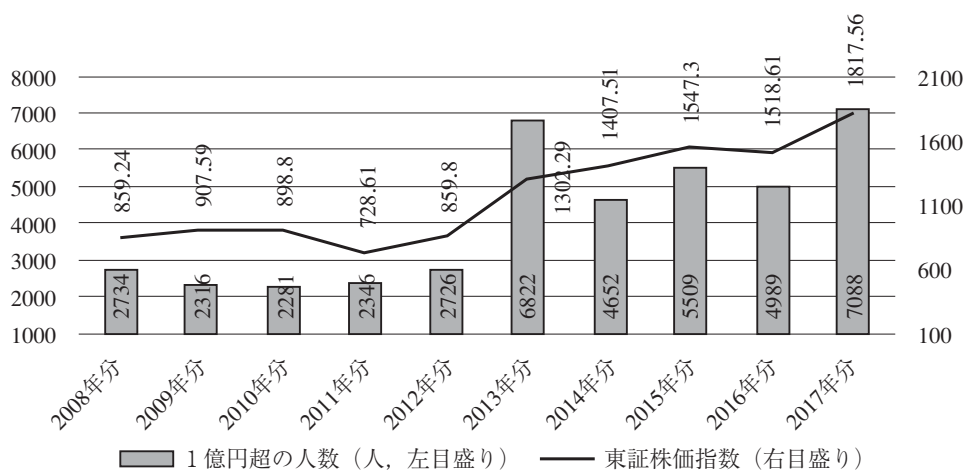
図4 申告所得税納税者の所得税負担率（2017年分，％）



（出所） 国税庁『申告所得税標本調査結果（平成29年分）』より算出・作成。

（注） 負担率は、（源泉徴収＋申告納税額）÷合計所得金額。

図5 株式譲渡所得1億円超の人数と株価指数の推移



（出所） 1億円超の人数は国税庁「申告所得税標本調査結果」各年度版より算出し、東証株価指数は1964年1月4日を100とした各期末の値で、内閣府『経済財政白書（平成30年度版）』長期経済統計、より作成。

氏は、「富裕層が課税されるのは、単に国民が、不平等が大きいと考えているからではない。富裕層が課税されるのは、国民が、そこに根本的な不公正があると感じ、その理由を、初めから富裕層に有利なようにカードが配られているからであり、政府がそのカードを配っ

表12 1億円超の申告所得者の所得種類別内訳

年分	合計	営業等 所得	農業所得	利子所得	配 当 所得等	不動産 所得	給与所得	総合譲渡 所得	一時所得	雑所得	うち公的年金等所得	山林所得	退職所得	分離短期 譲渡所得	分離長期 譲渡所得	株式等 譲渡所得	延べ数
2008年分	13,583	2,264	530	558	4,518	7,621	10,103	380	590	6,299	2,712	11	290	262	4,555	2,734	43,427
2009年分	9,747	1,984	363	410	3,282	5,434	7,500	263	412	4,755	1,912	59	234	137	2,407	2,316	31,468
2010年分	10,466	2,001	446	425	3,297	5,953	7,855	325	557	5,235	2,188	14	228	135	3,036	2,281	33,976
2011年分	11,254	2,022	487	457	3,466	6,440	8,330	342	513	5,580	2,335	10	239	157	3,566	2,346	36,290
2012年分	12,120	2,156	572	454	3,692	6,945	8,842	396	449	6,092	2,528	6	267	186	3,966	2,726	39,277
2013年分	16,281	2,469	552	635	4,872	8,688	12,143	543	648	8,230	3,393	9	307	235	4,605	6,822	54,151
2014年分	15,373	2,403	601	707	4,524	8,624	11,442	472	751	7,643	3,086	12	313	283	5,048	4,652	50,561
2015年分	17,382	2,599	635	829	5,045	9,703	12,910	352	977	8,604	3,595	10	335	317	5,905	5,509	57,325
2016年分	18,333	2,656	781	832	6,955	10,480	13,319	378	1,055	8,645	3,705	10	397	417	7,018	4,989	61,637
2017年分	20,695	2,942	837	894	8,756	11,389	15,044	402	1,252	9,769	3,854	20	378	386	7,701	7,088	70,712
うち10億円超																	
2008年分	311	33	3	36	171	152	267	11	10	178	74	0	15	8	56	185	1,199
2009年分	204	27	5	27	133	89	191	12	7	110	29	1	12	2	11	151	807
2010年分	191	20	3	15	112	93	173	5	10	103	39	0	4	3	29	117	726
2011年分	232	22	3	16	131	113	210	12	7	128	43	0	7	7	27	158	884
2012年分	257	29	1	18	120	105	235	14	11	143	42	0	15	2	27	180	942
2013年分	555	47	5	54	300	226	465	31	28	324	94	0	10	5	50	480	2,119
2014年分	394	36	6	41	189	178	337	15	10	218	72	0	16	11	55	292	1,476
2015年分	492	47	2	50	223	221	423	15	32	273	91	0	14	11	75	380	1,857
2016年分	523	39	8	65	347	236	456	8	43	277	81	0	19	15	72	394	2,060
2017年分	580	79	10	66	406	269	513	21	54	333	83	0	10	7	101	450	2,402

(出所) 国税庁『申告所得税標本調査結果』2008～2017年分、より作成。

ているからだと考えているときだ」²⁴⁾と述べているが、日銀の異次元金融緩和や GPIF とも連動した株価つり上げなどは、まさに「有利なカード」といってよい。しかし、その実態を明らかにできる前提が日本には乏しい。

表13 利子所得・配当所得・株式等譲渡所得金額の推移

(単位：兆円)

年分	利子所得			配当所得			株式等の譲渡等所得		
	源泉	申告	合計	源泉	申告	合計	源泉	申告	合計
1980年分	19.7	0.0	19.7	2.5	0.5	3.0			
1981年分	24.0	0.0	24.0	2.9	0.5	3.4			
1982年分	23.3	0.0	23.3	2.8	0.5	3.3			
1983年分	26.4	0.0	26.4	3.0	0.5	3.5			
1984年分	31.0	0.0	31.1	3.4	0.5	3.9			
1985年分	33.8	0.1	33.8	3.5	0.5	4.0			
1986年分	35.2	0.1	35.2	4.0	0.5	4.5			
1987年分	35.2	0.1	35.2	4.9	0.5	5.4			
1988年分	41.1	0.0	41.1	3.5	0.6	4.2			
1989年分	46.1	0.0	46.1	6.4	0.7	7.0	3.0	0.5	3.6
1990年分	74.2	0.0	74.2	6.3	0.7	7.0	2.3	0.9	3.2
1991年分	81.8	0.0	81.8	5.6	0.7	6.3	1.3	0.7	2.0
1992年分	62.8	0.0	62.8	5.3	0.6	5.9	0.6	0.4	1.0
1993年分	59.7	0.0	59.7	4.9	0.5	5.4	1.0	0.4	1.4
1994年分	57.7	0.0	57.7	4.6	0.4	5.0	0.9	0.5	1.3
1995年分	48.2	0.0	48.3	4.2	0.4	4.6	0.8	0.4	1.2
1996年分	25.3	0.0	25.3	4.5	0.4	4.9	1.0	0.4	1.4
1997年分	25.8	0.0	25.8	4.7	0.4	5.1	0.6	0.3	1.0
1998年分	26.0	0.0	26.0	4.7	0.4	5.1	0.5	0.3	0.8
1999年分	25.3	0.0	25.3	5.2	0.4	5.6	2.1	0.5	2.6
2000年分	39.1	0.0	39.1	5.9	0.4	6.3	1.9	0.5	2.5
2001年分	50.1	0.0	50.1	5.5	0.4	5.9	0.9	0.4	1.4
2002年分	24.3	0.0	24.3	6.0	0.4	6.4	1.0	0.3	1.3
2003年分	50.1	0.0	50.1	7.3	0.4	7.7	0.8	0.9	1.6
2004年分	19.0	0.0	19.0	9.1	0.4	9.5	1.4	1.4	2.8
2005年分	16.9	0.0	16.9	17.9	0.5	18.4	3.6	2.7	6.3
2006年分	16.2	0.0	16.2	19.0	0.6	19.6	3.2	2.3	5.6
2007年分	13.8	0.0	13.8	20.9	0.6	21.5	3.1	2.1	5.3
2008年分	23.1	0.0	23.1	16.5	0.6	17.1	0.7	1.2	1.9
2009年分	17.6	0.0	17.6	13.2	0.4	13.6	0.7	1.0	1.7
2010年分	16.9	0.0	16.9	13.3	0.4	13.7	0.7	0.9	1.6
2011年分	16.1	0.0	16.1	14.2	0.5	14.6	0.6	1.0	1.6
2012年分	15.7	0.0	15.7	15.1	0.5	15.6	0.6	1.3	2.0
2013年分	16.0	0.0	16.0	22.6	0.6	23.2	7.3	3.7	11.0
2014年分	16.1	0.0	16.1	27.9	0.6	28.5	2.9	1.9	4.7
2015年分	15.6	0.0	15.6	33.8	0.6	34.4	3.8	2.4	6.2
2016年分	12.2	0.0	12.2	29.9	0.6	30.5	1.5	2.5	4.0
2017年分	7.7	0.0	7.7	35.5	0.7	36.2	3.7	3.1	6.7

(出所) 国税庁のホームページ「長期時系列データ」(申告所得税, 源泉所得税) および『国税庁統計年報』各年度版, より作成。

24) Kenneth Scheve and David Stasavage, *Taxing the Rich: A History of Fiscal Fairness in the United States and Europe*, Princeton University Press, 2016. (ケネス・シーヴ, デイヴィッド・スタサヴェージ『金持ち課税』立木勝訳, みすず書房, 2018年, 25ページ)。

先ほどの図4は、日本の不公平税制を象徴するものだが、これは高所得層の実態の「氷山の一角」を捉えたにすぎないことに注意が必要である。

株式譲渡所得の場合、半分近くが申告されるため、国税庁『申告所得税標本調査結果』によって所得階級別の統計が作成・公表されて、図4の作成が可能となる。しかし、源泉課税されるものについては、所得階級別の統計が作られない。そして、2017年分では、利子所得のほぼ100%（7兆7198億円の中の7兆7057億円）、配当所得の98%（36.2兆円の中の35.5兆円）、株式譲渡所得の54%（6.7兆円の中の3.7兆円）が源泉課税である（表13）。

つまり、図4は利子所得・配当所得・株式譲渡所得合計50兆円のうち、わずか6%程度の状況を表すにすぎないのである。残り94%の実態は明らかでない。前述のように、申告所得税では、2017年分で合計所得1億円超の申告者が2万3250人いる。当然、源泉所得税でも1億円超の者がいるはずだが不明である。こうした状況では、国民が「根本的な不正があると感じる」ことはなかなか難しい。

所得階級別統計の整備こそ、国民に真実を伝える本来の意味での統計改革の最重要課題である²⁵⁾。高所得層の実態が明らかになれば、日本でも富裕者課税の機運が変わるに違いない。

（2019年9月10日脱稿）

25) 「統計改革」の名の下で、GDPのかさ上げなど政権に都合の良い統計づくりが行われていることについては、明石順平『アベノミクスによろしく』（集英社インターナショナル、2017年）、同『国家の統計破壊』（同、2019年）が詳しい。前稿（注2）や本稿で取り上げてきた、2005年報告書における税による改善度の計算方法の変更もそうしたものの1つである。